

雇用サポートネットワークニュース

2025.秋号

発行 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター
企業支援業務部門

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

浦和合同庁舎 別館 1 階 Tel 048-827-0540

9月12日浦和FCミュニチティセンタード多目的ホールにて令和7年度『第二回障害者雇用サポートセミナー』を開催いたしました。

今回のテーマは『企業の発展は障害者雇用から』企業のイノベーションの鍵を開ける』と題し、会場235名とオンライン213名、合計448名の方に参加いただきました。

基調講演は『障がい者雇用は企業のイノベーションの鍵』と題し、横浜市立大学名誉教授の影山摩子弥氏より講演いただきました。



るい職場』、最後に事例発表③は株式会社の西野達也氏より『戦力となるためには』と題して、それぞれお話をいただきました。

最後に



4名が登壇し、当セミナー朝日雅也がコーディネーターを務め、『イノベーションの鍵を開ける』をテーマにその鍵を開けるきっかけや意義についてディスカッションを行いました。



であることを説明いただいた「色々な個性がある方と働くことは、企業の発展や人間関係の改善に繋がる」という事例を講義の中で拝聴し、なるほど納得のいく内容でした」「本人が自発的に希望したこと無理と決めつけずに挑戦出来る環境を整える姿勢が参考になった」「障害者雇用に関わらず早期の戦力化が求められるが、楽しく仕事をする工夫が随所に感じられ、ほほ笑んでいました」などと感想を述べてくださいました。



えましく感じた」「『本人の声は大変参考になった』等、多くの方が逆に有効な意見を持つことが多い

続いての事例発表①では、株式会社ヤオコーカーイ推進担当部長の佐藤かほり氏より『ヤオコーカーの強さの源は「人」の成長が企業の成長になる』、続いて事例発表②では、株式会社ヤオコーカーの菅原美佐氏より『チームで仕事をする』とのハーモニーが生み出す明

らは「障害者雇用にネガティブな印象を持つことが多い

参加者からは「障害者雇用にネガティブな印象を持つことが多い

埼玉県マスコット「コバトン」

障害者雇用企業見学会 及び情報交換会

東松山紙器工業株式会社にて開催

令和7年7月30日、東松山紙器工業株式会社にて『障害者雇用企業見学会及び情報交換会』を開催しました。



東松山紙器工業株式会社
曾根岡 氏

当日は35度を超え猛暑の中、16社30名の皆さまにご参加いただきました。



会社概要説明時の風景

参加者からは、「障害の程度に合わせた仕事を切出しているところが参考になりました」「障害者の対応をする既存社員へ



埼玉障害者職業センター
橋 氏

ワークショップでは『精神疾患や発達障害を有する従業員の雇用管理のポイント』に、参加者の活発な意見交換が繰り広げられました。

冒頭、取締役の曾根岡舞子氏より、会社概要と障害者雇用の取組についてお話をいただいた後、製造部第一工場長、第二工場長の案内で作業の様子を見学させていただきました。

また情報交換会は独立行政法人埼玉障害者職業センターと連携し、主幹障害者職業カウンセラー橋敦氏による事業主支援ワークショッピングを開催しました。

また情報交換会は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉障害者職業センターと連携し、主幹障害者職業カウンセラー橋敦氏による事業主支援ワークショッピングを開催しました。



工場見学の様子

<治療と仕事の両立支援に関する主なサイト>

○厚生労働省:治療と仕事の両立について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

- ・2026年度から事業主の努力義務となります！（[労働施策総合推進法改正](#)）
- ・事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン
- ・助成金のご案内
- ・労働者や事業者が利用できる支援制度・機関

など

○厚生労働省:治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp//guideline/>

情報ひろば

「治療と仕事の両立支援」 努力義務化へ！

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（略称：労働政策総合推進法）に、『治療と仕事の両立支援』に関する事業主の責務が

明記されました。施行期日は、令和8年4月1日です。

その内容は、『事業主は、疾病、負傷その他理由により治療を受けた労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪することを防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者から相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ』というものです。詳細は、上記の関連サイトをご参照ください。また、当センターでは『治療と仕事の両立支援』に関する出前研修も承ります。

令和7年度地域別最低賃金改訂

都道府県	最低賃金時間額
埼玉県	1,141円（1,078円）
東京都	1,226円（1,163円）
千葉県	1,140円（1,076円）
群馬県	1,063円（985円）
栃木県	1,068円（1,004円）

出典: 厚生労働省HP ()内は改定前
*埼玉県の発効日は11月1日